

東京都出産応援事業にかかるQ & A（都民向け）

質 問		回 答
1	対象者は、 また住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのか。	<p>対象家庭は、以下（１）（２）いずれにも該当する方となります。</p> <p>（１）令和３年１月１日～令和５年３月３１日に出産した世帯であること</p> <p>（２）次の基準日時点で出生した子供を含む住民登録が都内にある世帯であること</p> <p>ア 令和３年１月１日～令和３年３月３１日出生した子を持つ世帯の基準日 ： 誕生日かつ令和３年４月１日</p> <p>イ 令和３年４月１日～令和５年３月３１日出生した子を持つ世帯の基準日 ： 誕生日</p> <p>また、上記に該当する方で、里帰り等で都外の医療機関等で出産された方も、対象となります。</p> <p>なお、都内に住民基本台帳に記録されていない方は対象となりません。</p>
2	世帯収入の額により、対象外となることはあるのか。	<p>収入による対象要件はありません。</p> <p>なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定いたしません。</p>
3	外国人は対象となるのか。	<p>住民基本台帳に記録されている外国人は対象となります。</p> <p>ただし、外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。</p>
4	郵送の場合、どんな封筒で I D・パスワードは来るのか、中身は。	<p>封筒の見本については、都の H P に掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、封筒の大きさは長 3 封筒同等サイズ（横 116 × 縦 230 ミリ）で重さ約 20 g となり、本事業名と都のロゴマークを入れております。</p> <p>封筒の中には、専用 I D・パスワード入りカードと、カード台紙に記載の利用案内を記載して封入しております。</p>

東京都出産応援事業にかかるQ & A（都民向け）

質 問		回 答
5	普通郵便で来るのか、書留か。	お住まいの区市町村から、郵送で配付する場合には、簡易書留、特定記録等、発送の記録が残る方法で郵送する予定です。 具体的な配布方法につきましては、お住まいの区市町村の「東京都出産応援事業担当窓口」にお尋ねください。
6	封筒の差出人は。	区市町村を通してお送りしているため、封筒の差出人はお住まいの区市町村になっています。 また東京都のマークも封筒下部に入れており、東京都の事業で、東京都からカードが届けられることが分かるようにしております。 お届けするカード入り封筒のイメージは、東京都ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
7	封筒に記載されている内容は。	封筒の見本イメージについては、都のHPに掲載しておりますのでご覧ください。 封筒の表側には、東京都のマークと「東京都出産応援事業」に係る郵送物であることと、裏面には管理番号を記載しています。
8	区市町村からカードが届く時に、帰省していて自宅で郵便物を受け取れない場合はどうすればいいですか。	日本郵便の転送サービスをご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができます。 また、現在の居所への送付を依頼する場合には、東京都ホームページに掲載の「送付先変更届」を記入の上、お住まいの区市町村の「東京都出産応援事業担当窓口」にお申し出ください。 カードの発送が既に行われていると思われるにもかかわらず、申請書がお手元に届いていない場合などは、住民登録のある市区町村にご相談ください。

東京都出産応援事業にかかるQ & A（都民向け）

質 問	回 答
<p>9 夫の暴力から逃れるため、住民票を移さずに引越をして、転居後に出産した。東京都出産応援事業の育児用品、育児サービスの提供を受けるため、専用WebサイトにアクセスするためのID・パスワード入りカードを申請する手続きを教えてください。</p>	<p>対象期間内に都内で出産した方であれば、住民登録が無くても現に都内に居住する方は対象となるため、以下①～③の手順で申請してください。</p> <p>①住民登録を移さずに避難しており、保護命令決定書の謄本又は正本を持っていない方は、都内の婦人相談所か配偶者暴力相談支援センターに相談し、配偶者等（親族等を含む）からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、「証明書」発行を依頼してください。</p> <p>②東京都ホームページより「東京都出産応援事業 ログイン用ID・パスワード申請書」（以下「申請書」という。）をダウンロードして、記入してください。</p> <p>③現在お住いの区市町村の「東京都出産応援事業担当窓口」に、上記①「証明書等」と上記②「申請書」のほか、現住所地を確認できる書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を提出してください。各区市町村の「東京都出産応援事業担当窓口」一覧は東京都ホームページに掲載しています。</p> <p>現住所地（都内避難先）の自治体が、内容を確認の上、IDとパスワード入りカードをお渡しします。</p>
<p>10 「証明書」を発行してもらうために婦人相談所か配偶者暴力相談支援センターに相談したいが、どこにあるか分からない。</p>	<p>まず、お住まいの区市町村の婦人相談員にご相談いただく必要があります。</p> <p>担当部署が分からない場合、現在お住いの区市町村の「東京都出産応援事業担当窓口」にお問い合わせください。</p>
<p>11 夫の暴力から逃れるため引越をしたが、現在の所在を夫に知られるのが怖くて住民票は移したくない。都外へ避難して出産する予定だが、カードはもらえるか。</p>	<p>都内に住民登録があっても、都外で居住している場合は対象外となります。</p>

東京都出産応援事業にかかるQ & A（都民向け）

質 問	回 答
12 誕生日または令和3年4月1日に都外へ転出した場合は対象になるか。	令和3年1月1日から令和3年3月31日までに出産した家庭については、令和3年4月1日時点で住民登録があることが必要となるため、令和3年4月1日に都外へ転出した場合は対象となりません。 また、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに出産した家庭については、誕生日時点で住民登録があることが必要となるため、誕生日に都外へ転出した場合は対象となりません。